

介護保険：介護報酬により計算

令和8年6月1日改正

保険種別	要介護1～5	要支援1～2
訪問回数	居宅サービス計画に準ずる	介護予防サービス支援計画に準ずる
基本 利用料金	費用の1～3割を負担（負担割合証） 以下は料金1割で表示 【看護師】 20分未満 314円/回 （週1回30分以上の訪問がある場合） 30分未満 471円/回 30分以上1時間未満 823円/回 1時間以上1時間半未満 1,128円/回 【理学療法士・作業療法士・言語聴覚士】 1回あたり20分（週6回まで） 294円/回 ただし1日3回以上の場合90/100に減算 ※あくまでも看護業務の一環として、看護職員の 代わりに行うリハビリテーションである	費用の1～3割を負担（負担割合証） 以下は料金1割で表示 【看護師】 20分未満 303円/回 （週1回30分以上の訪問がある場合） 30分未満 451円/回 30分以上1時間未満 794円/回 1時間以上1時間半未満 1,090円/回 【理学療法士・作業療法士・言語聴覚士】 1回あたり20分（週6回まで） 284円/回 ただし1日3回以上の場合50/100に減算 ※あくまでも看護業務の一環として看護職員の 代わりに行うリハビリテーションである ※利用開始月から12ヶ月超の場合は、1回につ き5円を減算
	加算料金 ○処遇改善加算 総単位の1.8% ○サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 6円/回 ○看護体制強化加算（Ⅰ） 550円/月 ※別表1参照 ○緊急時訪問看護加算（Ⅰ） 600円/月 ○特別管理加算（Ⅰ） 500円/月 特別管理加算（Ⅱ） 250円/月 ※別表2参照 ○専門管理加算 ※注2 250円/月 ○長時間訪問看護加算 300円/回 ※特別管理の対象者で1時間半以上のとき ○退院時共同指導加算 600円/月 ○初回加算（Ⅰ） <u>退院日</u> ※注3 350円/回 ○初回加算（Ⅱ） <u>退院日以外</u> 300円/回 ○夜間早朝加算（18時～22時、6時～8時） 25%割増 ○深夜加算（22時～6時） 50%割増 ※注4 ○複数名訪問加算 30分未満 254円/回 複数名訪問加算 30分以上 402円/回 ○看護・介護職員連携強化加算※注5 250円/月 ○ターミナルケア加算 2,500円 ※対象者は別紙にて説明、同意を得る	加算料金 ○処遇改善加算 総単位の1.8% ○サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 6円/回 ○看護体制強化加算 ※注1 100円/月 ※別表1参照 ○緊急時訪問看護加算（Ⅰ） 600円/月 ○特別管理加算（Ⅰ） 500円/月 特別管理加算（Ⅱ） 250円/月 ※別表2参照 ○専門管理加算 ※注2 250円/月 ○長時間訪問看護加算 300円/回 ※特別管理の対象者で1時間半以上のとき ○退院時共同指導加算 600円/月 ○初回加算（Ⅰ） <u>退院日</u> ※注3 350円/回 ○初回加算（Ⅱ） <u>退院日以外</u> 300円/回 ○夜間早朝加算（18時～22時、6時～8時） 25%割増 ○深夜加算（22時～6時） 50%割増 ※注4 ○複数名訪問加算 30分未満 254円/回 複数名訪問加算 30分以上 402円/回

	○遠隔死亡診断加算	150 円
その他	1. サービス提供に必要な介護用品等は実費 2. 主治医より一時的に頻回な訪問看護が必要と指示された場合、その期間においては特別指示書が発行され医療保険の対応となる	

※注1 算定要件を満たした場合のみ算定可

注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡ケアもしくは人工肛門ケアおよび人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師、または特定行為研修を修了した看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定

注3 特別管理の対象者または主治医が必要と認めた場合に限る

注4 当該月の2回目以降の緊急訪問が夜間、早朝、深夜の場合に算定

注5 喀痰吸引等の業務を行う介護職員等への支援を行った場合に算定

別表1

処遇改善加算	サービス提供体制強化加算（I）
<ul style="list-style-type: none"> ✓加算の算定額に相当する職員の賃金改善を実施する ✓職員の職位や職務内容、賃金体系について定め、それを書面で整備し全職員に周知する ✓職員の資質向上のため、計画的な研修支援、指導、能力評価を実施する ✓職場環境等改善の取り組みを実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ✓看護師のうち勤続7年以上の者が3割以上 ✓すべての看護師等に対して個別の研修計画 ✓月1回以上会議を行い概要を記録 ✓すべての看護師等に対し、健康診断を年1回以上
看護体制強化加算（I）	介護予防看護体制強化加算（※注1）
<ul style="list-style-type: none"> ✓従業員総数のうち看護師が6割以上 ✓前6ヶ月間で緊急訪問看護加算算定者が5割以上 ✓前6ヶ月間で特別管理加算算定者が2割以上 ✓前12ヶ月間でターミナルケア加算算定者5人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ✓従業員総数のうち看護師が6割以上 ✓前6ヶ月間で緊急訪問看護加算算定者が5割以上 ✓前6ヶ月間で特別管理加算算定者が2割以上

別表2

特別管理加算（I）	特別管理加算（II）
<ul style="list-style-type: none"> ○在宅麻薬等注射指導管理 ○在宅腫瘍化学療法注射指導管理 ○在宅強心剤持続注射指導管理 ○在宅気管切開患者指導管理 ○気管カニューレを使用 ○留置カテーテルを使用 	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅自己腹膜灌流指導管理 ○在宅血液透析指導管理 ○在宅酸素療法指導管理 ○在宅人工呼吸指導管理 ○在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ○在宅中心静脈栄養法指導管理 ○在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ○在宅自己導尿指導管理 ○在宅自己疼痛管理指導管理 ○在宅肺高血圧症患者指導管理 ○人工肛門または人工膀胱を設置 ○真皮を超える褥瘡 ○週3日以上点滴注射